

● 負担金のお支払い

下記の世帯区分により利用者負担金（一冬あたり）がかかります。

● 市民税非課税世帯	5,000円
● 市民税課税世帯	10,000円
● 生活保護世帯	無 料

※月の途中で解約された場合は、除雪活動の有無にかかわらず、1か月分とみなし、月割りで負担金が発生します。

● 利用のお申込み

● 申込先

○お住まいの区の社会福祉協議会 ○お住まいの区役所の保健福祉課
○お住まいの地区のまちづくりセンター

利用申込書に必要事項を記入のうえ、上記のいずれかの場所にお申し込みください。

● 申込期間 令和7年8月12日(火)～9月16日(火)

○利用の適否や地域協力員の調整に時間を要しますので、期間内でのお早めの申込みにご協力をお願いいたします。

○申込期間中に申込みできなかった場合(申込期間に入院中であつたり、申込期間後の転居や世帯構成・身体状況に変化があつた場合等)には、お早めにお住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。なお、調整等に時間を要するため、除雪開始時期が遅れることもあります。

※地域協力員が見つからない場合は、追加申込みをお断りさせていただくこともございますので、予めご了承ください。

● 個人情報の取り扱いについて

申込書裏面の「福祉除雪事業における個人情報の利用目的」をお読みください。

● Q&A お問い合わせの多いご質問から

Q1 デイサービスの送迎の時間までに除雪してもらいたいのですが。

A1 利用者による除雪の時間指定はできません。除雪時間はお昼の12時頃までとなりますが、大雪等の場合は、遅れることもあります。

Q2 道路に面した車庫前も除雪してもらいたいのですが。

A2 除雪は道路に面した出入り口部分及び玄関先までの通路部分の1カ所だけになります。車庫前やロードヒーティング使用部分は除きません。

Q3 朝に除雪をしてもらったのですが、雪が降り続いてまた積もってしまいました。

A3 除雪は1日1回となっています。複数回は対応しておりません。

Q4 雪が降っているのに、除雪されていません。

A4 除雪は、雪が降るたびに行うものではありません。生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日の作業終了後から実施します。

● 決定等の通知

上記申込期間内に申込みいただいた場合は、11月中旬に決定または非該当の通知をいたします。

決定等にあたり自力で除雪ができるかどうかの確認や近隣に居住している子等の有無について、民生委員・児童委員または区社会福祉協議会職員等が確認にうかがう場合もありますので、ご理解願います。

なお、お住まいの地域において地域協力員の調整が困難な場合は、お申込みされてもご利用いただけないことがございます。